

社会福祉士科通信課程

一般養成施設(1年6ヶ月)で「専門実践教育訓練給付制度・指定講座」に認定!!

指定番号／●実習対象者(実習を受けられる方) 0710013-2220021-2 ●実習免除者(実習を受けない方) 0710013-1920011-0

働きながら社会福祉士へ!! 通信制でキャリアアップ。

専門実践教育訓練給付金

最大 約41万円
給付されます。



受講費用の負担が1/3に!!キャリアアップがもっと身近になります!!

本校「社会福祉士科通信課程」は、厚生労働大臣より令和2年4月入学生から、「専門実践教育訓練給付制度・指定講座」に認定されました。この制度は、雇用保険の被保険者もしくは離職者が一定の条件を満たせば、納めた学費(入学金や授業料、教材費)の一部(最大約41万円)が「専門実践教育訓練給付金」としてハローワークより給付されます。自己負担を最小限に、社会福祉士をめざせる制度を活用し、働きながら通信制で「社会福祉士」をめざしましょう!! ※社会人、既卒者対象

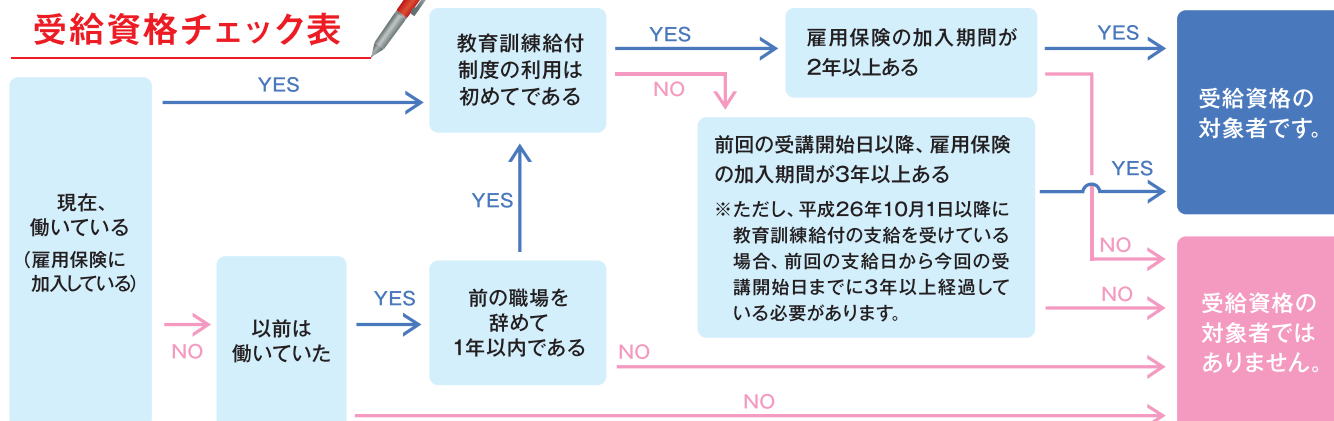
「専門実践教育訓練給付金」として 最大約41万円が給付されます。

在学中 約26万円^{※1} + 資格取得後 約15万円 = **約41万円** ^{※1 1年次:約21万円+2年次:約5万円}

本校2年間の受講費用(約57万円)の自己負担が、約1/3になります。

受講費用 約57万円^{※2} - 給付金 約41万円 = **自己負担 約16万円** ^{※2 実習対象者の受講費用}

受給資格チェック表



※働いている期間は、雇用保険に加入していることが条件です。 ※就業状況により、これに当てはまらない場合がありますので、必ずハローワークでの「支給要件の照会」をしてください。

「専門実践教育訓練給付制度」についての詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

[専門実践教育訓練給付制度](#)

検索

CLICK

申請手続きの詳細は裏面でご確認ください。⇒

「専門実践教育訓練給付金」申請手続きの流れ

2026年3月中旬まで（原則2週間前）※事前に最寄りのハローワークにてご確認ください。

① ハローワークで支給要件照会 + キャリアコンサルティングを受けて「ジョブカード」を受け取る。

※勤務状況により受給対象とならない場合もあります。※キャリアコンサルティングは60分～90分程度です。

② 受講前申請手続（最寄りのハローワークで）

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」

●指定番号／◎実習対象者（実習を受けられる方）0710013-2220021-2 ◎実習免除者（実習を受けない方）0710013-1920011-0

●教育訓練施設の名称／国際医療看護福祉大学校 ●教育訓練講座名／社会福祉士科通信課程

●受講開始予定年月日／2026年（令和8年）4月1日 ●受講修了予定年月日／2027年（令和9年）9月30日

提出書類

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ② 上記のジョブ・カード（訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）
- ③ 本人・住所確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等、写真付きのもの）
- ④ 個人番号（マイナンバー）確認書類
- ⑤ 写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.4cm）
※③・④いずれかがマイナンバーカードの場合は必要ありません。
- ⑥ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

本校出願前から
最寄りのハローワークで、
受講前申請が可能です。

2026年4月に入学を検討されている方は、先に申請手続きを行うことをお勧めいたします。

③ 教育訓練給付金受給資格者証の交付を受ける。※後日、学校へコピーを提出していただきます。

2026年4月1日以降／受講開始後

④ 受講開始後、6ヶ月毎にハローワークで支給申請を行う。

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」

◎1年次 第1回／10月1日～10月31日の期間内 第2回／4月1日～4月30日の期間内

提出書類

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）
- ② 教育訓練給付金支給申請書 ③ 受講証明書 ④ 領収書

2027年10月以降／受講修了後

⑤ 受講修了後、ハローワークで最終の支給申請を行う。（受講修了日の翌日から1ヶ月の期間内）

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」

提出書類

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）
- ② 教育訓練給付金支給申請書 ③ 専門実践教育訓練修了証明書 ④ 領収書 ⑤ 専門実践教育訓練給付最終受給時報告

⑥ 資格取得+雇用され（雇用継続した）+訓練修了後の賃金が受講前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、追加給付の申請を行う。（受講修了日から1年以内）

※Web上から電子申請も可能です。「e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）」

提出書類

- ① 教育訓練給付金の受給資格者証（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）
- ② 教育訓練給付金支給申請書 ③ 国家試験合格証（コピー） ④ 領収書（全期分）
- ⑤ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑥ 受講開始前（※）及び訓練修了後（雇用された後または資格取得後）の6ヵ月間の賃金等を確認するための書類（◎賃金台帳または給与明細 ◎出勤簿またはタイムカードの2点）
※離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は省略できます。
- ⑦ マイナンバーカード（受給資格確認の際に写真の提出を省略した場合）

8月1日より 願書受付!!

学科案内・募集要項をご希望の方は、国際医療看護福祉大学校社会福祉士科通信課程事務局へフリーダイヤル（0800-800-0891）またはホームページからお申込みください。

募集概要

●入学定員／80名（男・女） ●修業年限／1年6ヵ月（4月入学～翌年9月修了） ●取得資格／社会福祉士国家試験受験資格

●入学要件／① 4年制大学を卒業した方（福祉系大学でなくても可）。

※①で出願予定の方は32日間のソーシャルワーク実習を行うことになります。出願前に必ずご連絡ください。

② 4年制大学を卒業した方（福祉系大学でなくても可）で、1年以上相談援助の業務に従事した者。

③ 3年制短期大学を卒業した方で、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。

④ 2年制専門学校を卒業した方で指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。

⑤ 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

※相談援助の業務とは／指定された施設での相談援助業務等のことです。2026年3月31日までに規定の年数を満たす必要があります。

※精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」、介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修している方については、実習のうち60時間（8日間）を上限として実習を免除します。該当する方は出願前に必ず学校へご連絡ください。

